

平成31年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(地方消費者行政関係)

平成30年7月

大 阪 府

消費者被害が複雑化・多様化する中で、大阪府では、高齢消費者等の見守り強化や、若年者への消費者教育推進等に取り組んでいるところである。

平成30年度より、地方消費者行政推進交付金の制度改革に伴い交付金予算が大幅に削減されたが、国においては、地方消費者行政の充実が図られるよう、必要な財源を継続的に確保するとともに、新たに創設された地方消費者行政強化交付金について、地域の実情に応じて柔軟に活用できるものとされたい。

1 地方消費者行政強化交付金の推進事業について、交付金の一般準則で認められている年限まで着実に事業が実施できるよう必要な財源を継続的に確保するとともに、平成31年度以降の新規事業についても対象としていただきたい。

- ・ 地方消費者行政活性化交付金及び地方消費者行政推進交付金により、府内の市はすべて消費者安全法に規定された消費生活センターの要件を満たすなど、府内の消費者行政の基盤整備が行われ、基礎的な消費者啓発・消費者教育は進んできた。
- ・ このような中、平成30年度より地方消費者行政推進交付金が地方消費者行政強化交付金に変更され交付金予算が大幅に削減されたことにより、府・府内市町村では、これまで整備してきた消費生活センターの相談員の人件費確保が難しくなり、消費者教育・啓発事業について交付金の一般準則で認められている年限よりも早く事業を打ち切ったり、縮小せざるを得ないなどといった状況が発生している。
- ・ 一方で、地方消費者行政の課題として、高齢消費者等の見守り強化、若年者への消費者教育推進等、複雑化・高度化した課題への新たな対応が求められている。
- ・ しかし、現行制度では、平成29年度までに採択された事業のみが交付金の対象であり、新規事業は対象とならないことから、今後発生する新たな課題への対応が困難である。
- ・ このため、府内の消費者行政の水準を維持し、充実を図るためには、必要な事業費が確保できるよう、国による財源支援を継続していただきたい。

2 地方の実情に応じた消費者行政を推進するため、地方消費者行政強化交付金について、強化事業及び推進事業ともに、地域の実情に合わせて柔軟に活用できるメニューにしていきたい。具体的には、地方消費者行政のニーズに応じて、同交付金を、基盤整備や地方消費者行政の課題に活用できるものにしていただきたい。

- ・ 地方消費者行政の課題は、国として取り組むべきとして示されているものよりも、住民に身近なところで生じているものが多く、交付金は、地域の実情に合わせて柔軟に活用できるものにしていただきたい。

【強化事業メニューと府・府内市町村のニーズとのずれの例】

① 消費者安全確保地域協議会の構築等

高齢者等の消費者問題に関する見守りの強化が重要であるという認識は一致しているが、当該協議会組織を構築することのできる市町村は数多くなく、「見守りの強化」を図るための啓発事業などへの支援も必要である。

② 若年者への消費者教育の推進

「成年年齢引下げ」対応に関するものへの支援だけではなく、「消費者市民」育成のための幅広いものとする必要がある。

平成30年7月

大阪府知事 松 井 一 郎